1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、「障がい」や「障がい者」への理解を一層に深め、 障がいの有無にかかわらずお互いが尊重し、支えあえる「心のバリアフリー」を 社会全体で進めることが最も重要となります。

本計画では、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関をはじめ、障がい者団体、地域住民、事業者等との連携、協力を進めながら、全ての人が安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指して、障がい者福祉施策を実行していきます。

2 行政の推進体制

障がい者を取り巻く問題は、医療、福祉、交通、防災、生活など多様な分野に関わるうえ、家族や地域の問題にも発展する問題の複雑化、複合化が顕著となってきています。行政には、障がいのある人の地域生活を総合的に支援する体制づくりが求められています。

愛南町では、障がい者に特化した問題にとどまらない重層的な支援が行える「総合相談窓口(ワンストップ窓口)」の設置を行い、関係各課を横断した包括支援体制を整備し、愛南町総合計画をはじめとする関係計画との連携と調整を図りながら、障がい者福祉施策を実行していきます。

また、計画の推進には、行政、地域自立支援協議会専門部会、障害福祉サービス提供事業者、地域がそれぞれの役割を果たし、一体的につながりながら取り組んでいきます。

3 計画の進捗状況の管理・評価

愛南町地域自立支援協議会専門部会と連携し、障がい者計画にある6つの基本目標の達成に向けて事業を実施していきます。また、愛南町福祉関係計画策定 懇話会及び愛南町地域自立支援協議会[※]へ進捗状況を報告し、多様な立場の方へ 意見、評価を求め、本計画の実効性を高めていきます。

また、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルによる進行管理を行い、 愛南町総合計画の推進に基づく事務事業の評価を行いながら、計画の着実な推 進に努めます。

[※] 地域自立支援協議会

地域の関係 者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題 を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う機関。

計画策定までの経過

時 期	内容			
Δ±1, 0, π, 0, Π, 4, Π	◎令和元年度 福祉関係計画策定懇話会			
令和2年3月4日	〔協議事項〕			
	・第5期愛南町障がい福祉関係計画の進捗状況について			
	・第3次愛南町障がい者関係計画の策定について			
令和2年6月19日	○障がい福祉に関するアンケート調査(業者委託)			
~7月3日	○┡クサヤン 竹田性(□関するテンケート神里 (未有安託)			
令和2年11月4日	◎令和2年度 第1回 愛南町福祉関係計画策定懇話会			
	〔協議事項〕			
	・第3次愛南町障がい者計画等について			
	・第5期愛南町障がい福祉関係計画の進捗状況について			
	・第6期愛南町障がい福祉計画及び第2期愛南町障がい児計画に			
	係る指針について			
令和2年11月16日	○第3回愛南町相談支援専門員連絡会			
јун 2 — 11 /1 10 н	・第3次愛南町障がい者計画の基本目標と施策について			
 令和 2 年 12 月 17 日	◎令和2年度 第2回 愛南町福祉関係計画策定懇話会			
	〔協議事項〕			
	・第3次愛南町障がい者計画等について			
	・第6期愛南町障がい福祉計画及び第2期愛南町障がい児計画に			
	ついて			
	・計画の推進体制について			
令和3年2月5日	第4回愛南町相談支援専門員連絡会			
11/11/11/11/11/11	・第3次愛南町障がい者計画の基本目標と施策について(内容確			
	認)			
令和3年2月26日	○パブリックコメントの実施			
~3月11日				
令和3年3月23日	○愛南町地域自立支援協議会			
	・第3次愛南町障がい者計画等関係計画の策定について			
令和3年3月末	・第3次愛南町障がい者計画、第6期愛南町障がい福祉計画、第			
	2期愛南町障がい児福祉計画完成			

愛南町福祉関係計画策定懇話会委員名簿

令和2年2月18日~令和5年2月17日

委員の構成	氏 名	現 職
	竹場 妙	
一般公募	鎌田 先	
	砂田 陽子	
障がい者団体	山田 功	愛南町身体障害者福祉協議会
	田村 八千代	手をつなぐ育成会
	那須 英治 (~R2. 2. 18)	愛南町民生児童委員協議会
福祉関係者	斎藤 弘文 (R3. 3. 1~)	
	森岡 眞由美	愛南町ボランティア連絡会
	山口 憲昭	愛南町社会福祉協議会
医療関係者	長野 敏宏	御荘診療所
教育関係者	北原 美紀	愛南町教育支援委員会

愛南町地域自立支援協議会委員名簿

令和2年4月1日~令和4年3月31日

委員の構成	氏 名	現 職
相談支援事業所管理者	岡 雄次	地域活動支援センターいろり 施設長
障害福祉サービス事業所管	新田 光寿	障害者支援施設いちごの里 施設長
理者	赤松 尚子	通園 (デイサービス) 事業おれんじくらぶ 管理者
障害者就業・生活支援センター長	青嶋 由貴	障害者就業・生活支援センターきら 施設長
障がい者団体の会長	山田 功	愛南町身体障害者福祉協議会 会長
福祉団体の会長又は事務局	山口 憲昭	愛南町社会福祉協議会 事務局長
長	那須 英治	愛南町民生児童委員協議会 会長
南宇和郡医師会の医療機関代表者	岡澤 朋子	岡沢クリニック 院長
宇和特別支援学校進路指導代表者	久保 徹	愛媛県立宇和特別支援学校進路指導課 課長
南宇和郡校長会の代表者	安岡 宏次	愛南町立城辺中学校 校長
顧問	長野 敏宏	御荘診療所 所長

国の障害者制度改革等と愛南町の福祉資源の変遷

年	法律・制度等の主な内容	愛南町の主な福祉資源
年 H15 (2003)	法律・制度等の主な内容 ・ESCAP「新アジア太平洋障害者の十年」開始年(~2012年) ・支援費制度の開始	(昭和49年) ・精神障害者社会復帰施設「平山寮」開所(御荘病院) (昭和62年) ・精神障害者小規模作業所開所(たちばな) (平成10年) ・知的障害者更生施設いちごの里開所 (平成12年) ・福祉ホームB型に移行(平山寮) ・地域活動支援センターいろり開所(正光会) ・リサイクルショップなんぐん市場開所 (平成14年) ・障害児通園事業開始(おれんじくらぶ) (平成15年) ・心身障害者共同作業所こころ開所
H16 (2004)	・発達障害者支援法の成立(発達障害の早期発見等における国・地方自治体の責務の明確化など) ・障害者基本法の改正[都道府県・市町村障害者計画策定の義務化など)	・重症心身障害児通園事業開始(南愛媛病院) ・地域交流センター「プラザじょうへん」開所
H17 (2005)	・障害者雇用促進法の一部を改正する法律 (障害者の雇用促進のため、民間企業・国・ 地方公共団体に一定割合の障害者雇用の 義務付けなど) ・障害者自立支援法成立(就労支援の強化 や地域移行の推進など)	・1 歳半、3 歳児の健診に加え、5歳児健診開始 ・経過観察事業「とまとくらぶ」開始 ・療育連絡会開始
H18 (2006)	・第61回国連総会本会議が障害者権利条約を採択 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)(公共交通機関・施設等のバリアフリー化の一体的な推進など) ・学校教育法等の一部を改正する法律(盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度	・愛南町地域自立支援協議会設置(愛南町) ・グループホームひかり荘開所(正光会) ・地域活動支援センター I 型へ移行(いろり) ・相談支援事業開始 「地域活動支援センターいろり 南愛媛療育センター 【愛南町障がい者(児)支援センター
H19 (2007)	・障害者権利条約署名 ・重点施策実施5か年計画策定	・就労継続支援A型事業開始、山出憩いの里温泉 運営指定管理業務開始 (NPO 法人ハート in ハートなんぐん市場) ・第2ひかり荘開所(正光会) ・就労支援B型事業へ移行(NPOたちばな)
H20 (2008)	・障害者権利条約の発効・障害者雇用促進法の一部を改正する法律 (中小企業における障害者雇用の促進や雇 用率制度の見直しなど)	・小規模多機能型居宅介護事業所「アロハ」 構造改革特区(愛南町地域共生型福祉サービス 特区)の認定により障害者(児)の利用開始 (正光会)
H21 (2009) H22 (2010)	•障害者制度改革推進本部設置	・就労継続支援B型へ移行(NPO法人こころ)・愛南町内の小学生を対象に通級指導教室を設置 (城辺小学校)・愛南町就学相談開始

年	法律・制度等の主な内容	愛南町の主な福祉資源
H23 (2011)	・障害者虐待防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律(虐待を受けた障害者に 対する保護、養護者に対する支援など ・障害者基本法の一部を改正する法律(障害 者の定義の見直しなど)	
H24 (2012)	・障害者総合支援法(障害者自立支援法の改正、難病の追加等)・障害者優先調達推進法(障害者就労施設などからの優先的な調達の推進など)	 ・障害者入所支援施設へ移行(いちごの里) ・相談支援事業開始(いちごの里) ・グループホーム「すばる」開所(いちごの里) ・児童通所支援事業開始 (NPO法人 CASA JOHANNE) ・第3ひかり荘開所(正光会) ・平山寮グループホームへ移行(正光会) ・障害者虐待対応窓口設置(愛南町) ・児童通所支援事業へ移行(おれんじくらぶ)
H25 (2013)	・障害者雇用促進法法の一部を改正する法律 (雇用分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など) ・精神保健福祉法の一部を改正する法律(精神障害者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しなど) ・障害者差別解消法(障害者に対する差別的取り扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など)	・相談支援事業開始(愛南町社会福祉協議会)・優先調達推進法による調達開始
H26 (2014)	•障害者権利条約批准	・多機能型事業所「南生」開所、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業開始。(正光会) ・生活介護事業開始(NPO 法人 CASA JOHANNE) ・愛南町内の中学生を対象に通級指導教室を設置 (城辺中学校)
H27 (2015)		
H28 (2016)	・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を 改正する法律(障害者が望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行う) ・発達障害者支援法の一部を改正する法律 (切れ目なく、発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとること等を規定した)	・地域移行へ向け入院を廃止し、御荘病院から御 荘診療所へ移行(正光会) ・グループホームあこう、短期入所あこう開設 (正光会) ・子育て支援講座開始 ・愛南町内の小学生を対象に通級指導教室を設置 (平城小学校)
H29 (2017)		・農福連携事業を試験的に実施
H30 (2018)	障害者文化芸術推進法(障害者による文化・芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進)	・発達支援相談会開始(1回/月) ・グループホームあこう、介護サービス包括型から 日中サービス支援型に施設区分を変更(正光会) ・新第2ひかり荘開所(正光会)
R1 (2019)	読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備し総合的かつ計画的に推進する。)	・相談支援事業開始(ままと) ・小規模多機能型居宅介護事業所を福祉型から看 護型へ移行(正光会・アロハ) ・NPO 法人 CASA JOHANNE がカサヨハネ株式会 社へ変更